

四半期報告書

(第149期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【役員の状況】	38
第4 【経理の状況】	39
1 【中間連結財務諸表】	40
2 【その他】	82
3 【中間財務諸表】	83
4 【その他】	99
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	100

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第149期第2四半期
(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京事務所長 屋 代 勝 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	49,875	59,348	54,286	99,198	116,487
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△8,693	4,148	5,134	△39,290	6,163
連結中間純利益	百万円	1,034	2,535	3,559	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△24,125	5,275
連結中間包括利益	百万円	—	4,108	2,200	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	6,709
連結純資産額	百万円	120,535	141,823	141,397	142,376	143,709
連結総資産額	百万円	3,393,045	4,176,306	4,192,100	4,348,213	4,306,616
1株当たり純資産額	円	145.48	105.22	104.72	103.63	105.62
1株当たり中間純利益 金額	円	1.63	3.44	4.84	—	—
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額)	円	—	—	—	△40.18	5.00
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	1.63	2.63	3.69	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	3.82
自己資本比率	%	2.71	2.70	2.68	2.60	2.66
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.07	9.25	9.59	9.08	9.40
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△49,471	△160,605	△77,321	△141,087	△13,517
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	1,553	40,019	61,805	33,176	△27,146
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△2,439	△4,621	△4,626	△3,244	△1,854
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	142,628	137,236	199,786	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	262,445	219,929
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,978 〔705〕	2,846 〔990〕	2,764 〔910〕	2,838 〔813〕	2,755 〔974〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 7 平成21年度中間連結会計期間は、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。
- 8 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第147期中	第148期中	第149期中	第147期	第148期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	44,477	54,411	49,480	89,420	105,663
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△8,047	3,227	3,916	△37,779	3,891
中間純利益	百万円	1,805	2,302	3,123	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△21,687	4,687
資本金	百万円	47,039	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 634,386	普通株式 737,918 第一回甲種優 先株式 27,500 第二回甲種優 先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回甲種優 先株式 27,500 第二回甲種優 先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回甲種優 先株式 27,500 第二回甲種優 先株式 23,125	普通株式 737,918 第一回甲種優 先株式 27,500 第二回甲種優 先株式 23,125
純資産額	百万円	94,089	116,166	115,065	116,890	117,719
総資産額	百万円	3,382,941	4,168,458	4,184,878	4,338,282	4,299,988
預金残高	百万円	2,888,905	3,727,004	3,725,577	3,856,567	3,778,825
貸出金残高	百万円	2,780,473	3,496,242	3,455,264	3,500,308	3,478,912
有価証券残高	百万円	410,064	436,286	433,903	470,805	496,919
1株当たり中間純利益 金額	円	2.84	3.13	4.24	—	—
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額)	円	—	—	—	△36.38	4.20
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	2.84	2.39	3.24	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	3.21
1株当たり配当額	円	普通株式 —	普通株式 — 第一回甲種優 先株式 — 第二回甲種優 先株式 —	普通株式 — 第一回甲種優 先株式 — 第二回甲種優 先株式 —	普通株式 3.00 第一回甲種優 先株式 33.28 第二回甲種優 先株式 33.28	普通株式 3.00 第一回甲種優 先株式 31.50 第二回甲種優 先株式 31.50
自己資本比率	%	2.77	2.78	2.74	2.69	2.73
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.23	9.44	9.74	9.29	9.53
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,843 〔655〕	2,676 〔904〕	2,586 〔831〕	2,664 〔751〕	2,589 〔891〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
- 5 第147期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 6 平成21年9月は、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、当行連結子会社である関銀リース株式会社とびわ銀リース株式会社は、平成23年4月1日に合併し、合併後の新会社名は関西アーバン銀リース株式会社となりました。また、株式会社関西クレジット・サービスとびわ銀カード株式会社は、平成23年4月1日に合併し、合併後の新会社名は株式会社関西クレジット・サービスとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当ありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(イ) 金融経済環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの立て直しや底堅い輸出を背景として、緩やかな持ち直しの動きが続きました。しかしながら、欧州問題やそれを受けた歴史的な円高進行などの景気下振れリスクもあり、今後の景気見通しは不透明が強い状況にあります。

(ロ) 営業の成果

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日～至平成23年9月30日)の業績につきましては以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当第2四半期連結累計期間中549億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆7,157億円となりました。譲渡性預金は当第2四半期連結累計期間中593億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1,469億円となりました。

一方、貸出金は当第2四半期連結累計期間中238億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆4,518億円となりました。また、有価証券は当第2四半期連結累計期間中630億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4,104億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結累計期間中1,145億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆1,921億円となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結累計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めてまいりました。

経常収益は、貸出金利息減少に伴う資金運用収益の減少等により、前第2四半期連結累計期間比50億6千1百万円減少し、542億8千6百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用や与信関係費用の減少に伴いその他経常費用が減少したこと等により、前第2四半期連結累計期間比60億4千8百万円減少し、491億5千1百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比9億8千6百万円増加し、51億3千4百万円となり、中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比10億2千3百万円増加し、35億5千9百万円となりました。

純資産につきましては、当第2四半期連結累計期間中23億円減少し、1,413億円となりました。そのうち株主資本は、当第2四半期連結累計期間中2億円減少し、1,175億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前第2四半期連結累計期間比50銭減少し、104円72銭となりました。

セグメント別では、銀行業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比25億7千1百万円減少の382億6千9百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比17億1千2百万円増加の57億5千万円となりました。リース業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比1千6百万円減少の7億1千6百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比4千5百万円減少の1億7千8百万円となりました。その他事業の業務粗利益は前第2四半期連結累計期間比5千4百万円減少の13億6千7百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比8千7百万円減少の7億5千1百万円となりました。

従業員の状況につきましては、銀行業は当第2四半期連結累計期間中4人減少し、2,658人となりました。リース業は当第2四半期連結累計期間中7人増加し、38人となりました。その他事業は当第2四半期連結累計期間中6人増加し、68人となりました。ただし、従業員数には、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

また、銀行業である当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、四条大宮プラザの新設、京都支店の移転および京都中央支店、大阪支店、ゆめおうみ支店の統合を行いました。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、9.59%となりました。

セグメント別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億4千8百万円の減益となる354億2千万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千8百万円の増益となる31億1千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比22億6千3百万円の減益となる16億6千2百万円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比25億5千3百万円の減益となる401億9千3百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比4億3千5百万円の減益となる342億4百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4千8百万円の増益となる25億2千4百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比21億8千6百万円の減益となる15億3千8百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比8千7百万円の増益となる5億4千7百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1億4百万円の減益となる1億6千8百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比2百万円の増益となる7億2千万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千万円の減益となる6億8百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比5百万円の減益となる3千9百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	34,640	459	717	△48	35,768
	当第2四半期連結累計期間	34,204	547	720	△52	35,420
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	43,953	1,015	744	△967	44,746
	当第2四半期連結累計期間	41,121	1,024	744	△913	41,976
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	9,313	556	26	△918	8,978
	当第2四半期連結累計期間	6,916	477	24	△861	6,556
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,475	—	659	△82	3,053
	当第2四半期連結累計期間	2,524	—	608	△21	3,111
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	6,432	—	659	△319	6,771
	当第2四半期連結累計期間	6,334	—	608	△271	6,672
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	3,956	—	—	△237	3,718
	当第2四半期連結累計期間	3,810	—	—	△249	3,560
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	3,725	272	44	△117	3,925
	当第2四半期連結累計期間	1,538	168	39	△84	1,662
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	4,780	2,631	44	△119	7,337
	当第2四半期連結累計期間	2,959	2,497	39	△97	5,398
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	1,055	2,358	—	△1	3,411
	当第2四半期連結累計期間	1,421	2,328	—	△13	3,736

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別役員取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比9千9百万円減少して66億7千2百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結累計期間比1億5千8百万円減少して35億6千万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千8百万円の増益となる31億1千1百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比9千7百万円減少して63億3千4百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結累計期間比1億4千6百万円減少して38億1千万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比4千8百万円の増益となる25億2千4百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結累計期間比5千万円減少して6億8百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,432	—	659	△319	6,771
	当第2四半期連結累計期間	6,334	—	608	△271	6,672
うち預金・ 貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,400	—	—	△3	1,397
	当第2四半期連結累計期間	1,091	—	—	△12	1,079
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	982	—	—	△3	978
	当第2四半期連結累計期間	968	—	—	△3	965
うち証券関連 業務	前第2四半期連結累計期間	18	—	—	—	18
	当第2四半期連結累計期間	13	—	—	—	13
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,363	—	—	△0	1,363
	当第2四半期連結累計期間	1,375	—	—	△0	1,375
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	99	—	—	—	99
	当第2四半期連結累計期間	93	—	—	—	93
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	641	—	—	△0	641
	当第2四半期連結累計期間	640	—	—	△0	640
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結累計期間	—	—	344	—	344
	当第2四半期連結累計期間	—	—	349	—	349
うち投資信託 業務	前第2四半期連結累計期間	1,716	—	—	—	1,716
	当第2四半期連結累計期間	1,928	—	—	—	1,928
役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,956	—	—	△237	3,718
	当第2四半期連結累計期間	3,810	—	—	△249	3,560
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	215	—	—	—	215
	当第2四半期連結累計期間	223	—	—	—	223

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

セグメント別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,720,653	—	—	△1,414	3,719,239
	当第2四半期連結会計期間	3,718,437	—	—	△2,660	3,715,776
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	911,549	—	—	△1,241	910,307
	当第2四半期連結会計期間	977,751	—	—	△2,446	975,304
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,787,649	—	—	△155	2,787,494
	当第2四半期連結会計期間	2,719,940	—	—	△188	2,719,751
うちその他	前第2四半期連結会計期間	21,454	—	—	△17	21,437
	当第2四半期連結会計期間	20,745	—	—	△25	20,720
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	130,650	—	—	—	130,650
	当第2四半期連結会計期間	146,950	—	—	—	146,950
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,851,303	—	—	△1,414	3,849,889
	当第2四半期連結会計期間	3,865,387	—	—	△2,660	3,862,726

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

セグメント別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,499,276	41	—	△9,014	3,490,303	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,532	—	—	—	2,532	0.07
製造業	128,462	—	—	—	128,462	3.68
建設業	96,237	—	—	—	96,237	2.76
運輸・情報 通信及び 公益事業	82,945	—	—	—	82,945	2.38
卸売・小売業	152,082	41	—	—	152,123	4.36
金融・保険業	47,317	—	—	△1,764	45,553	1.30
不動産業・ 物品賃貸業	857,050	—	—	△7,182	849,868	24.35
各種 サービス業	310,156	—	—	△67	310,089	8.88
地方公共団体	32,739	—	—	—	32,739	0.94
個人	1,789,750	—	—	—	1,789,750	51.28
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,499,276	41	28,100	△37,114	3,490,303	—

業種別	当第2四半期連結会計期間					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,457,302	—	—	△8,407	3,448,895	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,177	—	—	—	2,177	0.06
製造業	122,186	—	—	—	122,186	3.54
建設業	87,316	—	—	—	87,316	2.53
運輸・情報 通信及び 公益事業	95,483	—	—	—	95,483	2.77
卸売・小売業	142,963	—	—	—	142,963	4.15
金融・保険業	52,212	—	—	△1,998	50,214	1.46
不動産業・ 物品賃貸業	812,111	—	—	△6,329	805,781	23.36
各種 サービス業	303,833	—	—	△79	303,754	8.81
地方公共団体	30,444	—	—	—	30,444	0.88
個人	1,808,573	—	—	—	1,808,573	52.44
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,457,302	—	28,100	△36,507	3,448,895	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億4千8百万円の減益となる354億2千百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千8百万円の増益となる31億1千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比22億6千3百万円の減益となる16億6千2百万円であり、収支合計は前第2四半期連結累計期間比25億5千3百万円の減益となる401億9千3百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比3億4千8百万円の減益となる346億7千5百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千8百万円の増益となる31億1千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比22億6千3百万円の減益となる16億6千2百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比0百万円の増益となる7億4千4百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	35,024	744	—	35,768
	当第2四半期連結累計期間	34,675	744	—	35,420
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	44,746	744	△744	44,746
	当第2四半期連結累計期間	41,976	744	△744	41,976
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	9,722	—	△744	8,978
	当第2四半期連結累計期間	7,300	—	△744	6,556
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,053	—	△0	3,053
	当第2四半期連結累計期間	3,111	—	△0	3,111
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,772	—	△0	6,771
	当第2四半期連結累計期間	6,672	—	△0	6,672
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,718	—	—	3,718
	当第2四半期連結累計期間	3,560	—	—	3,560
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	3,925	—	—	3,925
	当第2四半期連結累計期間	1,662	—	—	1,662
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	7,337	—	—	7,337
	当第2四半期連結累計期間	5,398	—	—	5,398
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,411	—	—	3,411
	当第2四半期連結累計期間	3,736	—	—	3,736

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比9千9百万円減少して66億7千2百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比1億5千8百万円減少して35億6千万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5千8百万円の増益となる31億1千1百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,772	—	△0	6,771
	当第2四半期連結累計期間	6,672	—	△0	6,672
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,397	—	—	1,397
	当第2四半期連結累計期間	1,079	—	—	1,079
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	978	—	△0	978
	当第2四半期連結累計期間	965	—	△0	965
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	18	—	—	18
	当第2四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,363	—	—	1,363
	当第2四半期連結累計期間	1,375	—	—	1,375
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	99	—	—	99
	当第2四半期連結累計期間	93	—	—	93
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	641	—	—	641
	当第2四半期連結累計期間	640	—	—	640
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	344	—	—	344
	当第2四半期連結累計期間	349	—	—	349
うち投資信託業務	前第2四半期連結累計期間	1,716	—	—	1,716
	当第2四半期連結累計期間	1,928	—	—	1,928
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,718	—	—	3,718
	当第2四半期連結累計期間	3,560	—	—	3,560
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	215	—	—	215
	当第2四半期連結累計期間	223	—	—	223

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,719,256	—	△17	3,719,239
	当第2四半期連結会計期間	3,715,801	—	△25	3,715,776
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	910,307	—	—	910,307
	当第2四半期連結会計期間	975,304	—	—	975,304
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,787,494	—	—	2,787,494
	当第2四半期連結会計期間	2,719,751	—	—	2,719,751
うちその他	前第2四半期連結会計期間	21,454	—	△17	21,437
	当第2四半期連結会計期間	20,745	—	△25	20,720
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	130,650	—	—	130,650
	当第2四半期連結会計期間	146,950	—	—	146,950
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,849,906	—	△17	3,849,889
	当第2四半期連結会計期間	3,862,751	—	△25	3,862,726

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(1) 業績の状況「セグメント別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	38,197	35,593	△2,604
経費(除く臨時処理分)	21,858	21,425	△433
人件費	10,997	11,086	89
物件費	9,806	9,353	△452
税金	1,054	985	△69
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	16,339	14,167	△2,171
コア業務純益(除く債券関係損益)	13,005	13,156	150
のれん償却額	368	368	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	15,970	13,799	△2,171
一般貸倒引当金繰入額	1,215	△1,145	△2,360
業務純益	14,755	14,944	188
うち債券関係損益	3,333	1,011	△2,321
臨時損益	△11,528	△11,028	500
株式等関係損益	△332	△230	101
不良債権処理額	10,862	9,783	△1,079
貸出金償却	7	—	△7
個別貸倒引当金繰入額	10,111	9,182	△929
延滞債権等売却損	—	3	3
偶発損失引当金繰入額	△78	18	96
保証協会宛負担金	822	578	△243
償却債権取立益	—	7	7
その他臨時損益	△332	△1,022	△689
経常利益	3,227	3,916	688
特別損益	△420	△286	133
うち固定資産処分損益	△6	△64	△58
うち減損損失	1	221	△220
うち償却債権取立益	8	—	△8
税引前中間純利益	2,806	3,629	822
法人税、住民税及び事業税	6	△17	△23
法人税等調整額	497	523	26
法人税等合計	503	506	2
中間純利益	2,302	3,123	820

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支
2 コア業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-債券関係損益
3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-のれん償却額-一般貸倒引当金繰入額
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却
7 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.09	1.99	△0.10
(イ) 貸出金利回	2.33	2.23	△0.10
(ロ) 有価証券利回	0.97	0.75	△0.22
(2) 資金調達原価 ②	1.47	1.35	△0.12
(イ) 預金等利回	0.35	0.23	△0.12
(ロ) 外部負債利回	3.09	0.96	△2.13
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.62	0.64	0.02

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	22.27	22.56	0.29
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	27.98	24.29	△3.69
業務純益ベース	25.27	25.62	0.35
中間純利益ベース	3.94	5.35	1.41

(注) ROE = $\frac{\text{各利益} \times \text{年間日数} \div \text{中間期中日数}}{\{(\text{期首純資産の部} - \text{期首新株予約権}) + (\text{期末純資産の部} - \text{期末新株予約権})\} \div 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	3,727,004	3,725,577	△1,427
預金 (平残)	3,878,852	3,730,625	△148,227
譲渡性預金 (末残)	144,650	160,950	16,300
譲渡性預金 (平残)	127,393	126,819	△573
貸出金 (末残)	3,496,242	3,455,264	△40,977
貸出金 (平残)	3,485,036	3,442,241	△42,794

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,936,024	2,854,702	△81,322
法人	790,980	870,875	79,894
合計	3,727,004	3,725,577	△1,427

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,736,581	1,756,167	19,585
住宅ローン残高	1,395,564	1,406,285	10,720
その他ローン残高	341,016	349,882	8,865

(注) 1 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

2 従来、旧びわこ銀行においては、総合口座貸越残高をその他ローン残高に含めておりましたが、前中間会計期間のその他ローン残高は総合口座貸越残高を除いた計数としております。なお、すでに開示しております前中間会計期間のその他ローン残高のうち、旧びわこ銀行の総合口座貸越残高は4,291百万円であります。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,236,707	3,194,219	△42,488
総貸出金残高	② 百万円	3,493,160	3,452,330	△40,830
中小企業等貸出金比率	①/② %	92.65	92.52	△0.13
中小企業等貸出先件数	③ 件	171,054	170,293	△761
総貸出先件数	④ 件	171,378	170,592	△786
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.81	99.82	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

3 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	78	854	85	749
保証	271	13,775	268	11,922
計	349	14,630	353	12,671

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	66,360	66,360
	利益剰余金	2,247	4,754
	自己株式(△)	584	580
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	271	271
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	87	94
	連結子法人等の少数株主持分	28,859	28,790
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	27,500	27,500
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	14,303	13,567
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	129,435	132,620
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	659	651
	一般貸倒引当金	37,387	32,519
	負債性資本調達手段等	96,750	100,450
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	30,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	68,750	70,350
	計	134,796	133,620
うち自己資本への算入額 (B)	109,512	113,067	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	238,948	245,688
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,459,841	2,450,268
	オフ・バランス取引等項目	26,153	23,559
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,485,994	2,473,827
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	95,670	87,069
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,653	6,965
計 (E) + (F) (H)	2,581,664	2,560,897	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.25	9.59
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		5.01	5.17

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,648	18,648
	その他資本剰余金	47,711	47,711
	利益準備金	3,133	3,893
	その他利益剰余金	2,389	3,354
	その他	27,771	27,771
	自己株式(△)	584	580
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	271	271
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	87	94
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	14,303	13,567
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	131,623	134,095
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	27,500	27,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額	659	651
	一般貸倒引当金	31,657	27,346
	負債性資本調達手段等	96,750	100,450
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	30,100
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	68,750	70,350
	計	129,067	128,448
	うち自己資本への算入額 (B)	110,483	113,684
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	242,107	247,779
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,448,604	2,439,869
	オフ・バランス取引等項目	25,589	23,081
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,474,194	2,462,950
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	87,879	78,641
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,030	6,291
	計 (E) + (F) (H)	2,562,073	2,541,592
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.44	9.74
(参考) T i e r 1比率 = A/H×100(%)		5.13	5.27

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円	150億円
払込日	平成19年1月25日	平成21年3月30日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用される。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成21年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	<p>以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。</p> <p>(1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。</p> <p>(2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書^{(注)2}を交付した場合。</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示^{(注)4}を交付している場合。</p> <p>(4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示^{(注)5}を交付している場合。</p> <p>(5) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来する場合。</p> <p>また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示^{(注)4}若しくは配当減額指示^{(注)7}がある場合には、それぞれ制限を受ける。</p>	<p>以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。</p> <p>(1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。</p> <p>(2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書^{(注)2}を交付した場合。</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示^{(注)4}を交付している場合。</p> <p>(4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示^{(注)5}を交付している場合。</p> <p>(5) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来する場合。</p> <p>また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示^{(注)4}若しくは配当減額指示^{(注)7}がある場合には、それぞれ制限を受ける。</p>

<p>配当制限</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>
<p>分配可能金額制限</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}（もしあれば）の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円	1口あたり10,000,000円

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が当行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	663	399
危険債権	616	729
要管理債権	33	33
正常債権	33,939	33,640

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比832億8千4百万円増加し、△773億2千1百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比217億8千6百万円増加し、618億5百万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結累計期間比4百万円減少し、△46億2千6百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において、現金及び現金同等物の増加は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、201億4千2百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,997億8千6百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、平成22年3月の合併を機に、当初の3年間で当行が将来的に関西のマザーバンクと評価いただける「存在感」の高い銀行となるための助走期間と位置づけ、平成22年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、外部環境悪化にも耐えうる抵抗力の強い企業基盤を確立するために、以下の3点を基本テーマとし、「関西をもっと元気に！」を行内共通の行動・思考の基本原理として、地域経済の発展に一段と貢献する広域地銀への成長を期してまいります。

○収益基盤の再構築

地域密着のリテール営業推進により、安定した収益基盤・顧客基盤を確立します。

○強靱な企業体力の構築

リスク管理の高度化と低コスト構造の実現により、強靱な企業体力を構築します。

○地域への貢献度向上

環境保全活動とお客さま満足度の高い職員の育成により、企業市民としての貢献度を高めます。

また、上記の基本テーマを実現するために、以下の戦略に取り組んでまいります。

① 営業戦略：高品質のリテールモデル推進

三井住友銀行グループとしての質の高い金融ノウハウ、広域地銀としての情報・取引先ネットワークを最大限活用し、地域に根ざす広域地銀を実現することにより、安定リテールによる収益基盤を確立してまいります。

② 企業体力強化戦略：安定・強靱な運営体制の確立

リスク管理やコンプライアンス態勢等の経営管理態勢の強化を図ってまいります。あわせて、経営体力の更なる強化を図っていく観点から、一段と効率的な業務運営体制を追求してまいります。健全、高効率、高生産性の企業基盤を確立し、お客さまから一段と高い信頼を得る銀行を目指してまいります。

③ 貢献度向上戦略：社会的責任の発揮

環境保全と企業活動の共生や環境行動普及への情報発信等の環境行動を充実させてまいります。また、お客さま満足度の高い人材育成に取り組んでまいります。地域金融機関として、そこで働く銀行員として、社会的責任を更に発揮してまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(6) 主要な設備

該当ありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
計	1,470,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	788,543,913	同左	——	——

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第一回甲種優先配当金

(1) 第一回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主(以下、「第一回甲種優先株主」という。)または第一回甲種優先株式の登録株式質権者(以下、「第一回甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「第一回甲種配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一回甲種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回甲種配当年率

平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当年率

第一回甲種配当年率 = 6ヵ月円LIBOR + 3.50%

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6ヵ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レートの平均値を指すものとする。

- (3) 非累積条項
ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一回甲種優先中間配当金
当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第一回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。
3. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権
第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権
第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間
第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額
当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」という。)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。
- (4) 取得価額の修正
取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i) 上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii) 上記B. (ロ)の場合には0円、(iii) 上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金
- (1) 第二回甲種優先配当金の額
当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下、「第二回甲種優先株主」という。)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下、「第二回甲種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下、「第二回甲種配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第二回甲種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) 第二回甲種配当年率
平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当年率

$$\text{第二回甲種配当年率} = 6\text{ ヶ月円LIBOR} + 3.50\%$$
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
「6 ヶ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(以下、「IBOR」)の平均値を指すものとする。
- (3) 非累積条項
ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第二回甲種優先中間配当金

当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下、「第二回甲種優先中間配当金」という。)を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」という。)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下、「修正基準取得価額」という。)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下、「上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。))、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、あわせて「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.

(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i) 上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii) 上記B. (ロ)の場合には0円、(iii) 上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
当社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由
第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。
- (注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日 ～平成23年9月30日	—	788,543	—	47,039,951	—	18,648,983

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成23年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	411,097	52.13
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	4.82
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	28,777	3.64
株式会社セディナ	名古屋市中央区丸の内3丁目23-20	27,628	3.50
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.25
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.01
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,792	1.74
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.63
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,912	1.13
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,874	0.87
計	—	581,736	73.77

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式361,097千株、第一回甲種優先株式26,875千株、第二回甲種優先株式23,125千株であります。
上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

②所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	361,097	49.41
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	5.21
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	28,777	3.93
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.78
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,792	1.88
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.76
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,912	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,874	0.94
計	—	531,732	72.76

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000 第二回甲種優先株式 23,125,000	—	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,779,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,799,000	730,799	—
単元未満株式	普通株式 4,340,913	—	1 単元(1,000株)未達の株式
発行済株式総数	788,543,913	—	—
総株主の議決権	—	730,799	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、38,250株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が38個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式104株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,779,000	—	2,779,000	0.35
計	——	2,779,000	—	2,779,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※6 227,877	※6 207,771
コールローン及び買入手形	3,361	3,230
有価証券	※6, ※13 473,529	※6, ※13 410,470
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,475,634	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,451,830
外国為替	※5 5,613	※5 4,288
その他資産	※6 50,943	※6 52,066
有形固定資産	※8, ※9, ※10 31,564	※8, ※9 30,357
無形固定資産	19,394	18,958
繰延税金資産	50,591	50,131
支払承諾見返	14,034	13,136
貸倒引当金	△45,930	△50,141
資産の部合計	4,306,616	4,192,100
負債の部		
預金	※6 3,770,718	※6 3,715,776
譲渡性預金	206,300	146,950
コールマネー及び売渡手形	—	104
借入金	※6, ※11 53,522	※6, ※11 56,628
外国為替	37	20
社債	※12 72,210	※12 72,200
その他負債	36,440	36,286
賞与引当金	2,080	2,085
退職給付引当金	4,969	4,934
役員退職慰労引当金	452	370
睡眠預金払戻損失引当金	410	463
偶発損失引当金	1,121	1,139
再評価に係る繰延税金負債	※8 607	※8 606
支払承諾	14,034	13,136
負債の部合計	4,162,907	4,050,702
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	66,360
利益剰余金	4,996	4,754
自己株式	△583	△580
株主資本合計	117,812	117,575
その他有価証券評価差額金	△3,910	△5,795
繰延ヘッジ損益	24	△107
土地再評価差額金	※8 842	※8 841
その他の包括利益累計額合計	△3,043	△5,061
新株予約権	91	94
少数株主持分	28,847	28,790
純資産の部合計	143,709	141,397
負債及び純資産の部合計	4,306,616	4,192,100

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	59,348	54,286
資金運用収益	44,746	41,976
(うち貸出金利息)	41,054	38,757
(うち有価証券利息配当金)	2,411	2,028
役務取引等収益	6,771	6,672
その他業務収益	7,337	5,398
その他経常収益	492	※1 238
経常費用	55,200	49,151
資金調達費用	8,978	6,556
(うち預金利息)	6,978	4,344
役務取引等費用	3,718	3,560
その他業務費用	3,411	3,736
営業経費	24,063	24,122
その他経常費用	※2 15,027	※2 11,176
経常利益	4,148	5,134
特別利益	9	49
固定資産処分益	—	49
償却債権取立益	9	—
特別損失	364	341
固定資産処分損	6	119
減損損失	※4 1	※4 221
その他の特別損失	※3 356	—
税金等調整前中間純利益	3,793	4,842
法人税、住民税及び事業税	263	66
法人税等調整額	262	550
法人税等合計	526	617
少数株主損益調整前中間純利益	3,267	4,225
少数株主利益	732	665
中間純利益	2,535	3,559

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,267	4,225
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	997	△1,892
繰延ヘッジ損益	△157	△131
その他の包括利益合計	840	△2,024
中間包括利益	4,108	2,200
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,368	1,542
少数株主に係る中間包括利益	739	658

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,039	47,039
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
当期首残高	66,875	66,360
当中間期変動額		
剰余金の配当	△514	—
当中間期変動額合計	△514	—
当中間期末残高	66,360	66,360
利益剰余金		
当期首残高	3,087	4,996
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,375	△3,800
中間純利益	2,535	3,559
自己株式の処分	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	0	1
当中間期変動額合計	△840	△241
当中間期末残高	2,247	4,754
自己株式		
当期首残高	△582	△583
当中間期変動額		
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	2	5
当中間期変動額合計	△2	3
当中間期末残高	△584	△580
株主資本合計		
当期首残高	116,420	117,812
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,890	△3,800
中間純利益	2,535	3,559
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	1	3
土地再評価差額金の取崩	0	1
当中間期変動額合計	△1,357	△237
当中間期末残高	115,063	117,575

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△4,197	△3,910
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	990	△1,885
当中間期変動額合計	990	△1,885
当中間期末残高	△3,206	△5,795
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	324	24
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△157	△131
当中間期変動額合計	△157	△131
当中間期末残高	167	△107
土地再評価差額金		
当期首残高	851	842
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	851	841
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△3,020	△3,043
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	832	△2,018
当中間期変動額合計	832	△2,018
当中間期末残高	△2,187	△5,061
新株予約権		
当期首残高	81	91
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5	2
当中間期変動額合計	5	2
当中間期末残高	87	94
少数株主持分		
当期首残高	28,894	28,847
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△35	△57
当中間期変動額合計	△35	△57
当中間期末残高	28,859	28,790

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	142,376	143,709
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,890	△3,800
中間純利益	2,535	3,559
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	1	3
土地再評価差額金の取崩	0	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	803	△2,073
当中間期変動額合計	△553	△2,311
当中間期末残高	141,823	141,397

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,793	4,842
減価償却費	1,974	1,978
減損損失	1	221
のれん償却額	368	368
貸倒引当金の増減(△)	192	4,211
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6	5
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△218	△35
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△137	△82
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	43	52
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△78	18
資金運用収益	△44,746	△41,976
資金調達費用	8,978	6,556
有価証券関係損益(△)	△3,087	△1,757
為替差損益(△は益)	0	0
固定資産処分損益(△は益)	6	70
貸出金の純増(△)減	3,519	23,804
預金の純増減(△)	△129,802	△54,941
譲渡性預金の純増減(△)	△37,800	△59,350
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△1,535	3,087
有利息預け金の純増(△)減	△2,138	△36
コールローン等の純増(△)減	△3,039	130
コールマネー等の純増減(△)	△56	104
外国為替(資産)の純増(△)減	3,379	1,325
外国為替(負債)の純増減(△)	2	△17
資金運用による収入	45,179	41,983
資金調達による支出	△8,966	△7,097
その他	2,345	△614
小計	△161,829	△77,148
法人税等の支払額	△672	△300
法人税等の還付額	1,896	127
営業活動によるキャッシュ・フロー	△160,605	△77,321

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△369,092	△183,850
有価証券の売却による収入	393,296	200,204
有価証券の償還による収入	17,419	46,569
有形固定資産の取得による支出	△1,213	△721
有形固定資産の売却による収入	13	307
無形固定資産の取得による支出	△265	△828
その他	△140	124
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,019	61,805
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	—	14,900
劣後特約付社債の償還による支出	—	△15,000
配当金の支払額	△3,888	△3,799
少数株主への配当金の支払額	△730	△729
自己株式の取得による支出	△4	△1
自己株式の処分による収入	1	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,621	△4,626
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△125,208	△20,142
現金及び現金同等物の期首残高	262,445	219,929
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 137,236	※1 199,786

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 10社 会社名 関西アーバン銀リース株式会社 株式会社関西クレジット・サービス 関西総合信用株式会社 びわこ信用保証株式会社 関西モーゲージサービス株式会社 株式会社びわこビジネスサービス びわ銀総合管理株式会社 幸福カード株式会社 KUBC Preferred Capital Cayman Limited KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited (連結の範囲の変更) 当中間連結会計期間において、連結子会社であった関銀リース株式会社とびわ銀リース株式会社が、関銀リース株式会社を存続会社として合併し、社名を関西アーバン銀リース株式会社と変更しました。また、株式会社関西クレジット・サービスとびわ銀カード株式会社が、株式会社関西クレジット・サービスを存続会社として合併しました。連結子会社同士の合併のため、連結の範囲に変更はありませんが、連結子会社の数は2社減少しております。	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

2. 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 2社 9月末日 8社	
(2) 7月24日を中間決算日とする連結子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。	

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。
(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。	(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。	(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。
(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、185,874百万円(前連結会計年度末は183,875百万円)であります。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>
<p>(13) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
<p>(14) 連結納税制度 当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は10,947百万円、延滞債権額は99,443百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は826百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,304百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,522百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,139百万円であります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は8,327百万円、延滞債権額は107,612百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,217百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,999百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,155百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,089百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																				
<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="255 280 774 616"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>277,616百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,607百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td><td>13,046百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産)</td><td>5,329百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>6,403百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>24,399百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,723百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,242百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、651,275百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが645,986百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	担保に供している資産		預け金	10百万円	有価証券	277,616百万円	貸出金	2,607百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,046百万円	その他資産(延払資産)	5,329百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,403百万円	借入金	24,399百万円	<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="893 280 1412 616"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>預け金</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>217,451百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,184百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(リース投資資産)</td><td>13,439百万円</td></tr> <tr><td>その他資産(延払資産)</td><td>4,354百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>5,713百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>24,234百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,132百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,132百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、620,209百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが618,669百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	担保に供している資産		預け金	10百万円	有価証券	217,451百万円	貸出金	2,184百万円	その他資産(リース投資資産)	13,439百万円	その他資産(延払資産)	4,354百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,713百万円	借入金	24,234百万円
担保に供している資産																																					
預け金	10百万円																																				
有価証券	277,616百万円																																				
貸出金	2,607百万円																																				
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,046百万円																																				
その他資産(延払資産)	5,329百万円																																				
担保資産に対応する債務																																					
預金	6,403百万円																																				
借入金	24,399百万円																																				
担保に供している資産																																					
預け金	10百万円																																				
有価証券	217,451百万円																																				
貸出金	2,184百万円																																				
その他資産(リース投資資産)	13,439百万円																																				
その他資産(延払資産)	4,354百万円																																				
担保資産に対応する債務																																					
預金	5,713百万円																																				
借入金	24,234百万円																																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">909百万円</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 17,965百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,232百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債72,200百万円が含まれております。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,160百万円であります。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">926百万円</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 23,364百万円</p> <p>———</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,241百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,731百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																																								
<p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額13,251百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金822百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額193百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額162百万円であります。</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 5 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 2 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	遊休資産 5 物件	種類	土地建物	減損損失	1 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 2 物件	種類	土地	減損損失	0 百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、償却債権取立益11百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額9,650百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金578百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計221百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗等28か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物等</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">218百万円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 5 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">2 百万円</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 2 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府外	用途	営業用店舗等28か店	種類	土地建物等	減損損失	218百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産 5 物件	種類	土地	減損損失	2 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 2 物件	種類	土地	減損損失	0 百万円
地域	大阪府下																																								
用途	遊休資産 5 物件																																								
種類	土地建物																																								
減損損失	1 百万円																																								
地域	大阪府外																																								
用途	遊休資産 2 物件																																								
種類	土地																																								
減損損失	0 百万円																																								
地域	大阪府外																																								
用途	営業用店舗等28か店																																								
種類	土地建物等																																								
減損損失	218百万円																																								
地域	大阪府下																																								
用途	遊休資産 5 物件																																								
種類	土地																																								
減損損失	2 百万円																																								
地域	大阪府外																																								
用途	遊休資産 2 物件																																								
種類	土地																																								
減損損失	0 百万円																																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	—	—	50,625	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	—	23,125	
合計	788,543	—	—	788,543	
自己株式					
普通株式	2,769	30	10	2,789	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,769	30	10	2,789	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—		87			
合計			—		87			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主総会	普通株式		2,205	3.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	種類株式	第一回甲種 優先株式	915	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
		第二回甲種 優先株式	769	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	計		3,890			

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	—	—	50,625	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	—	23,125	
合計	788,543	—	—	788,543	
自己株式					
普通株式	2,793	9	24	2,779	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,793	9	24	2,779	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少24千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—		94		
合計			—		94		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,205	3.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日	
	種類株式	第一回甲種優先 株式	866	31.50	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
		第二回甲種優先 株式	728	31.50	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
	計	3,800				

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 145,814百万円 定期預け金 △1,330百万円 普通預け金 △2,247百万円 その他預け金 △5,000百万円 現金及び現金同等物 <u>137,236百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年9月30日現在 現金預け金勘定 207,771百万円 定期預け金 △290百万円 普通預け金 △2,464百万円 その他預け金 △5,229百万円 現金及び現金同等物 <u>199,786百万円</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

[借手側]

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)

該当事項はありません。

[貸手側]

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分の金額	21,033	21,961
見積残存価額部分の金額	2,066	2,259
受取利息相当額	△3,339	△3,030
期末リース投資資産	19,760	21,190

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	80	8,075
1年超2年以内	47	5,129
2年超3年以内	36	3,623
3年超4年以内	34	2,312
4年超5年以内	24	1,148
5年超	5	744
合計	228	21,033

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は391百万円多く計上されています。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

(単位：百万円)

	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	67	8,228
1年超2年以内	36	5,407
2年超3年以内	36	3,830
3年超4年以内	31	2,557
4年超5年以内	12	1,237
5年超	2	699
合計	186	21,961

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は162百万円多く計上されています。

2. オペレーティング・リース取引

〔借手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

前連結会計年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔貸手側〕

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成23年9月30日）
1年内	79	82
1年超	72	53
合計	152	135

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	227,877	227,877	—
(2) コールローン及び買入手形	3,361	3,370	9
(3) 有価証券 その他有価証券	470,453	470,453	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,475,634 △ 44,579		
	3,431,055	3,464,445	33,390
(5) 外国為替(*1)	5,555	5,613	57
(6) その他資産(*1、*2)	27,263	28,943	1,679
資産計	4,165,566	4,200,703	35,136
(1) 預金	3,770,718	3,772,434	1,716
(2) 譲渡性預金	206,300	206,292	△ 7
(3) 借用金	53,522	53,863	341
(4) 外国為替	37	37	—
(5) 社債	72,210	74,692	2,482
負債計	4,102,788	4,107,321	4,533
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,484	2,484	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 417	△ 417	—
デリバティブ取引計	2,066	2,066	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当連結会計年度末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が766百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) 借入金、及び (5) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1)	1,924
② 組合出資金 (* 2)	1,151
合計	3,076

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

平成23年 9 月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	207,771	207,768	△2
(2) コールローン及び買入手形	3,230	3,238	8
(3) 有価証券 その他有価証券	407,617	407,617	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,451,830 △49,018		
	3,402,811	3,439,006	36,194
(5) 外国為替(*1)	4,253	4,288	34
(6) その他資産(*1、*2)	27,828	29,187	1,358
資産計	4,053,513	4,091,106	37,593
(1) 預金	3,715,776	3,719,622	3,845
(2) 譲渡性預金	146,950	146,950	—
(3) コールマネー及び売渡手形	104	104	—
(4) 借入金	56,628	56,893	265
(5) 外国為替	20	20	—
(6) 社債	72,200	75,244	3,044
負債計	3,991,679	3,998,835	7,156
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,510	2,510	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△552	△552	—
デリバティブ取引計	1,958	1,958	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が408百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1、* 2)	1,878
② 組合出資金 (* 3)	974
合計	2,853

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	4,315	3,798	517
	債券	178,285	176,862	1,422
	国債	109,952	109,377	574
	地方債	5,542	5,522	19
	社債	62,790	61,962	828
	その他	22,210	21,538	671
	小計	204,811	202,199	2,611
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	8,050	9,998	△1,947
	債券	238,755	240,515	△1,760
	国債	220,985	222,623	△1,637
	地方債	1,245	1,246	△0
	社債	16,524	16,645	△121
	その他	18,835	21,646	△2,811
	小計	265,641	272,161	△6,519
合計		470,453	474,361	△3,907

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,921百万円(うち株式1,014百万円、その他907百万円)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	724	521	203
	債券	152,353	150,978	1,375
	国債	74,582	74,314	267
	地方債	6,457	6,419	38
	社債	71,313	70,244	1,069
	その他	20,854	20,547	306
	小計	173,932	172,046	1,886
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	9,242	12,804	△3,561
	債券	205,172	205,379	△207
	国債	196,001	196,171	△169
	地方債	69	69	△0
	社債	9,101	9,138	△37
	その他	19,268	23,187	△3,918
	小計	233,684	241,371	△7,687
合計		407,617	413,418	△5,801

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は119百万円(株式)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

満期保有目的の金銭の信託はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）はありません。

（その他有価証券評価差額金）

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金（平成23年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△3,907
その他有価証券	△3,907
(+)繰延税金資産	4
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,903
(△)少数株主持分相当額	△6
その他有価証券評価差額金	△3,910

II 当中間連結会計期間

○ その他有価証券評価差額金（平成23年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△5,801
その他有価証券	△5,801
(+)繰延税金資産	5
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△5,795
(△)少数株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△5,795

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	327,897	300,011	2,402	2,402
	受取固定・支払変動	170,305	146,237	4,733	4,733
	受取変動・支払固定	157,591	153,774	△2,331	△2,331
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	750	250	—	—
	売建	375	125	△0	△0
	買建	375	125	0	0
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2,402	2,402

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	50,511	50,511	81	81
	為替予約	7,522	3,760	0	0
	売建	4,111	1,881	△17	△17
	買建	3,411	1,878	18	18
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	81	81

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融 資産・負債	32,288	15,288	△46
	受取固定・支払変動		17,000	—	150
	受取変動・支払固定		15,288	15,288	△196
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金等の 有利息の金融 資産・負債	31,090	29,710	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		31,090	29,710	
	合計	—	—	—	△46

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	372,098	333,097	2,394	2,394
	受取固定・支払変動	189,924	158,120	5,741	5,741
	受取変動・支払固定	182,173	174,976	△3,347	△3,347
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	150	—	—	—
	売建	75	—	△0	△0
	買建	75	—	0	0
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	2,394	2,394

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	57,597	—	93	93
	為替予約	8,917	—	22	22
	売建	4,358	—	220	220
	買建	4,558	—	△197	△197
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	116	116

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融 資産・負債	19,497	19,409	△216
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		19,497	19,409	△216
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	32,303	31,066	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		32,303	31,066	
	合計	—	—	—	△216

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 5百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 2百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	40,841	732	1,421	42,995
経費 ②	22,712	461	530	23,703
与信関係費用 ③	14,091	46	52	14,190
セグメント利益 ①-②-③	4,037	224	839	5,101
セグメント資産	4,155,230	38,410	32,228	4,225,870

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	5,101
セグメント間取引消去(△)	△17
株式等損(△)益	△332
その他	△603
中間連結損益計算書の経常利益	4,148

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△368百万円が含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	4,225,870
セグメント間取引消去(△)	△49,563
中間連結貸借対照表の資産合計	4,176,306

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	38,269	716	1,367	40,354
経費 ②	22,231	546	570	23,349
与信関係費用 ③	10,287	△9	46	10,324
セグメント利益 ①-②-③	5,750	178	751	6,680
セグメント資産	4,170,616	39,327	32,418	4,242,363

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	6,680
セグメント間取引消去(△)	7
株式等損(△)益	△168
その他	△1,384
中間連結損益計算書の経常利益	5,134

(注) 1 株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△368百万円が含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	4,242,363
セグメント間取引消去(△)	△50,262
中間連結貸借対照表の資産合計	4,192,100

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	41,054	6,882	3,387	8,024	59,348

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	38,757	4,522	3,349	7,657	54,286

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	1	—	—	1

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	221	—	—	221

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	14,303	—	—	14,303

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	13,567	—	—	13,567

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	105.62	104.72

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	3.44	4.84
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,535	3,559
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,535	3,559
普通株式の期中平均株式数	千株	735,139	735,129
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.63	3.69
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,360	227,367
うちストック・オプション	千株	2	9
うち優先株式	千株	227,358	227,358

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成13年 6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 104千株	
	平成15年 6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 222千株	平成15年 6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 200千株
	平成16年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 314千株	平成16年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成17年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 447千株	平成17年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 399千株
	平成18年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株	平成18年 6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株
	平成19年 6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年 6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株
	平成20年 6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年 6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成21年 6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年 6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 225,157	※7 204,716
コールローン	3,361	3,230
有価証券	※1, ※7, ※14 496,919	※1, ※7, ※14 433,903
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,478,912	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,455,264
外国為替	※6 5,613	※6 4,288
その他資産	※7 18,434	※7 19,040
有形固定資産	※9, ※10, ※11 30,431	※9, ※10 29,338
無形固定資産	19,162	18,721
繰延税金資産	47,741	47,307
支払承諾見返	13,525	12,671
貸倒引当金	△39,270	△43,604
資産の部合計	4,299,988	4,184,878
負債の部		
預金	※7 3,778,825	※7 3,725,577
譲渡性預金	220,300	160,950
コールマネー	—	104
借入金	※7, ※12 62,832	※7, ※12 64,211
外国為替	37	20
社債	※13 72,200	※13 72,200
その他負債	25,039	24,623
未払法人税等	597	331
リース債務	1,399	1,153
資産除去債務	294	293
その他の負債	22,748	22,845
賞与引当金	2,000	2,000
退職給付引当金	4,936	4,898
役員退職慰労引当金	432	345
睡眠預金払戻損失引当金	410	463
偶発損失引当金	1,121	1,139
再評価に係る繰延税金負債	※9 607	※9 606
支払承諾	13,525	12,671
負債の部合計	4,182,269	4,069,813

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	47,039	47,039
資本剰余金	66,360	66,360
資本準備金	18,648	18,648
その他資本剰余金	47,711	47,711
利益剰余金	7,897	7,220
利益準備金	3,133	3,893
その他利益剰余金	4,764	3,326
繰越利益剰余金	4,764	3,326
自己株式	△583	△580
株主資本合計	120,714	120,040
その他有価証券評価差額金	△3,953	△5,803
繰延ヘッジ損益	24	△107
土地再評価差額金	※ ⁹ 842	※ ⁹ 841
評価・換算差額等合計	△3,087	△5,069
新株予約権	91	94
純資産の部合計	117,719	115,065
負債及び純資産の部合計	4,299,988	4,184,878

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	54,411	49,480
資金運用収益	43,608	40,861
(うち貸出金利息)	40,829	38,567
(うち有価証券利息配当金)	2,415	2,030
役務取引等収益	5,623	5,501
その他業務収益	4,780	2,959
その他経常収益	399	※1 157
経常費用	51,184	45,564
資金調達費用	9,315	6,908
(うち預金利息)	6,981	4,346
役務取引等費用	5,443	5,400
その他業務費用	1,055	1,421
営業経費	22,449	22,366
その他経常費用	※2, ※3 12,920	※2, ※3 9,468
経常利益	3,227	3,916
特別利益	8	48
特別損失	※4, ※5 428	※5 335
税引前中間純利益	2,806	3,629
法人税、住民税及び事業税	6	△17
法人税等調整額	497	523
法人税等合計	503	506
中間純利益	2,302	3,123

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,039	47,039
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	18,546	18,648
当中間期変動額		
剰余金の配当	102	—
当中間期変動額合計	102	—
当中間期末残高	18,648	18,648
その他資本剰余金		
当期首残高	48,329	47,711
当中間期変動額		
剰余金の配当	△617	—
当中間期変動額合計	△617	—
当中間期末残高	47,711	47,711
資本剰余金合計		
当期首残高	66,875	66,360
当中間期変動額		
剰余金の配当	△514	—
当中間期変動額合計	△514	—
当中間期末残高	66,360	66,360
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,458	3,133
当中間期変動額		
剰余金の配当	675	760
当中間期変動額合計	675	760
当中間期末残高	3,133	3,893
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	23,400	—
当中間期変動額		
別途積立金の取崩	△23,400	—
当中間期変動額合計	△23,400	—
当中間期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	△19,281	4,764
当中間期変動額		
剰余金の配当	△4,050	△4,560
別途積立金の取崩	23,400	—
中間純利益	2,302	3,123
自己株式の処分	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	0	1
当中間期変動額合計	21,651	△1,437
当中間期末残高	2,370	3,326
利益剰余金合計		
当期首残高	6,577	7,897
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,375	△3,800
別途積立金の取崩	—	—
中間純利益	2,302	3,123
自己株式の処分	△0	△1
土地再評価差額金の取崩	0	1
当中間期変動額合計	△1,073	△677
当中間期末残高	5,504	7,220
自己株式		
当期首残高	△582	△583
当中間期変動額		
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	2	5
当中間期変動額合計	△2	3
当中間期末残高	△584	△580
株主資本合計		
当期首残高	119,910	120,714
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,890	△3,800
中間純利益	2,302	3,123
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	1	3
土地再評価差額金の取崩	0	1
当中間期変動額合計	△1,589	△673
当中間期末残高	118,320	120,040

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△4,278	△3,953
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,017	△1,849
当中間期変動額合計	1,017	△1,849
当中間期末残高	△3,260	△5,803
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	324	24
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△157	△131
当中間期変動額合計	△157	△131
当中間期末残高	167	△107
土地再評価差額金		
当期首残高	851	842
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	851	841
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,101	△3,087
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	860	△1,982
当中間期変動額合計	860	△1,982
当中間期末残高	△2,241	△5,069
新株予約権		
当期首残高	81	91
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5	2
当中間期変動額合計	5	2
当中間期末残高	87	94

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	116,890	117,719
当中間期変動額		
剰余金の配当	△3,890	△3,800
中間純利益	2,302	3,123
自己株式の取得	△4	△1
自己株式の処分	1	3
土地再評価差額金の取崩	0	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	866	△1,979
当中間期変動額合計	△723	△2,653
当中間期末残高	116,166	115,065

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は177,399百万円(前事業年度末は175,455百万円)であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
7 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>
8 連結納税制度	当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 関係会社の株式総額 22,972百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,339百万円、延滞債権額は96,535百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は613百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,446百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は109,934百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 関係会社の株式総額 22,971百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は7,650百万円、延滞債権額は104,723百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,024百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,232百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,630百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,139百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="239 571 774 750"> <tr> <td>預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>277,616百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,403百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,723百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,241百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、639,100百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが633,811百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	10百万円	有価証券	277,616百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,403百万円	借入金	6,500百万円	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,089百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="877 571 1404 750"> <tr> <td>預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>217,451百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,713百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>7,870百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,132百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,119百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、606,069百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが604,529百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	10百万円	有価証券	217,451百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,713百万円	借入金	7,870百万円
預け金	10百万円																				
有価証券	277,616百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	6,403百万円																				
借入金	6,500百万円																				
預け金	10百万円																				
有価証券	217,451百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	5,713百万円																				
借入金	7,870百万円																				

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 909百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,217百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金56,332百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,660百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 926百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,820百万円 —————</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金56,341百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,231百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																																																												
<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,161百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,003百万円</td> </tr> </table> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,327百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金822百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額258百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額162百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 5 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">1 百万円</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 2 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	有形固定資産	1,161百万円	無形固定資産	1,003百万円	(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産 5 物件	種類	土地建物	減損損失	1 百万円			地域	大阪府外	用途	遊休資産 2 物件	種類	土地	減損損失	0 百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、償却債権取立益7百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">976百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,106百万円</td> </tr> </table> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,037百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金578百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計221百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(稼働資産)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗28か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物等</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">218百万円</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 5 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">2 百万円</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr> <td>地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 2 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	有形固定資産	976百万円	無形固定資産	1,106百万円	(稼働資産)		地域	大阪府外	用途	営業用店舗28か店	種類	土地建物等	減損損失	218百万円			(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産 5 物件	種類	土地	減損損失	2 百万円			地域	大阪府外	用途	遊休資産 2 物件	種類	土地	減損損失	0 百万円
有形固定資産	1,161百万円																																																												
無形固定資産	1,003百万円																																																												
(遊休資産)																																																													
地域	大阪府下																																																												
用途	遊休資産 5 物件																																																												
種類	土地建物																																																												
減損損失	1 百万円																																																												
地域	大阪府外																																																												
用途	遊休資産 2 物件																																																												
種類	土地																																																												
減損損失	0 百万円																																																												
有形固定資産	976百万円																																																												
無形固定資産	1,106百万円																																																												
(稼働資産)																																																													
地域	大阪府外																																																												
用途	営業用店舗28か店																																																												
種類	土地建物等																																																												
減損損失	218百万円																																																												
(遊休資産)																																																													
地域	大阪府下																																																												
用途	遊休資産 5 物件																																																												
種類	土地																																																												
減損損失	2 百万円																																																												
地域	大阪府外																																																												
用途	遊休資産 2 物件																																																												
種類	土地																																																												
減損損失	0 百万円																																																												

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,769	30	10	2,789	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,769	30	10	2,789	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,793	9	24	2,779	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,793	9	24	2,779	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少24千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度（平成23年3月31日）

(ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

(ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

[借手側]

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

(1) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	22,972

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

(1) 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	22,971

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	3.13	4.24
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,302	3,123
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,302	3,123
普通株式の期中平均株式数	千株	735,139	735,129
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.39	3.24
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	227,360	227,367
うちストック・オプション	千株	2	9
うち優先株式	千株	227,358	227,358

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成13年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 104千株	
	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 222千株	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 200千株
	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 314千株	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 447千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 399千株
	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株
	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株
	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月10日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月10日

株式会社 関西アーバン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第149期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【会社名】	株式会社 関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第149期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。